

総務建設経済常任委員会会議記録

1. 期日 平成 29 年 6 月 5 日 (月)

開会 9 時 30 分

閉会 10 時 31 分

2. 場 所 第 1 委員会室

3. 付議事件

①神奈川県最低賃金改定等についての陳情

(平成 29 年陳情第 3 号)

②二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 30 号)

③二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 31 号)

④二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

(町長提出議案第 32 号)

4. 出席者 野地委員長、善波副委員長、桑原委員、二宮委員、杉崎委員、柳川委員、二見議長

執行者側

①都市部長、産業振興課長、商工観光班長

②町長・副町長・政策総務部長・総務課長・庶務人事班長

③町長・副町長・都市部長・都市整備課長・公園緑地班長

④町長・副町長・消防長・消防本部参事兼消防課長・庶務班長

傍聴議員 7 名

一般傍聴者 0 名

5. 経過

①神奈川県最低賃金改定等についての陳情 (平成 29 年陳情第 3 号)

委員長

本陳情について、議会基本条例第 15 条の規定により、陳情者の意見を聞くこととしたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。本日は諸星様にご出席をいただいている。それでは 10 分程度にまとめて趣旨説明をお願いします。

<趣旨説明> (日本労働組合総連合会神奈川県連合会西湘地域連合 諸星氏)

諸星氏

陳情の趣旨の (1) (2) は、昨年とほぼ同様で、(3) について新たに追加した。最近話題になっている働き方改革実行計画の取組みと連動させ、更なる取引条件の改善とともに、賃金引上げと労働生産性向上を図ることということだが、この働き方改革の中身について、政府が出しているものでは、小規模事業者の生産性向上等のための支援や取引条件の改善を図る。その中で、資金繰りを苦しめていた手形払いの慣行を断ち切り、現金払いを原則とすること。この

商習慣というものの中には取引関係の弱い中小企業等が発注企業からの短納期要請や、顧客からの要求に応えようとして長時間労働になりがちである。商習慣の見直しや取引条件の適正化を、一層強力に推進すると示されている。特に商取引の関係は、我々連合が意見プッシュをしたわけではなく、私もこの働き方改革の会議に出たわけではないのははっきりとは申し上げきれないが、商工会議所の方から意見反映がなされたというふうに伺っている。一見、この働き方改革というと、どうしても労働者の側に焦点が当たりがちだが、当然のごとく賃金を上げるということは、経営者にも少なからぬ影響がでてくるため、経営者にも影響が少ない、また、賃金が上げやすい環境をつくっていかうという趣旨で、この陳情を出させていただいた。

＜陳情者に対する質疑＞

桑原

平成28年10月1日から最低賃金が903円から930円になったが、全国で4年連続東京に次ぐ最低賃金額になっており、近い将来現実に神奈川県は最低賃金額は1,000円になると思うが、1,000円になった時に陳情活動は終わるのか、また新たな活動を続けていくのか。

諸星氏

現在皆様ご存知のとおり、当面、最低賃金を1,000円にするという目標で行っているが、3年ないし4年のうちには1,000円に到達すると思われており、そのため連合本部としては、それをさらに超えた場合の目標設定をどうするかという議論をしている。そのため、やるともやらないともはっきりとは申し上げきれない。私個人の感想では、仮に1,000円になったとしても、ワーキングプアというか、年に1,800時間働いても年収は180万円止まりで続けていくべきではないかと考える。生活保護と比べた場合も、生活保護優遇制度というものがあり、もちろん本当に必要な方の生活保護制度自体を否定するものではなく、働けるのであれば働いた方が、実入りが良いという社会を実現させることが必要ではないかと考える。

桑原

会社側にしてみると930円から1,000円になった時に、就業時間を少なくして1,000円にするということもできると思う。また、消費も上がれば物価も高騰していくため会社の運転資金もだんだんと底をついてくると思うが、零細企業の前途はどうなるのか。そのへんの判断があれば教えていただきたいのと、それをふまえて活動をどうしていくのか。

諸星氏

連合の立場で企業うんぬんということは、言いづらい部分ではあるが、やはり陳情の趣旨のように、一方的に我々も賃金を上げてくれと言っているわけではなく、賃金が上げられる環境を同時につくっていくべきだろうという風にも考えている。したがって、この働き方改革の中で中小企業に影響が少ないように、過去の悪いとされる商習慣を改めるよう連合として運動している。ただ、連合という労働組合の集合体としては、あまりその部分は、大きな声では行っていないのが現状であるが、会社が潰れてしまっはなんの意味も

ないため、きちんと会社が運転できるように、事業が継続されるような環境を作っていくべきだという意見反映はさせていただいている。

柳川 桑原委員とかぶるところがあるが、930円から1,000円を目指すということであるが、エキタスという学生のグループが最低賃金を1,500円にすべきと盛んに運動しているようで、1,000円では貧困から脱出できないということをメインで訴えている。労働組合とも手を結んでいると聞いているがそれについて連合としてはこの運動についてどうお考えか。

諸星氏 それぞれの主張について連合が否定をするということはないが、現段階で連合の目標は1,000円ということまでとどめており、その次をどうするかはこれから議論をしていく段階である。もちろん額が上がるにこしたことはないが、連合が学生の1,500円と一緒に運動するという事は当面はないものと考えている。

柳川 全国平均は823円と聞いているが平均のためそれぞれ最低と最高があると思うがどこの県が最高でいくらか、最低もまたお聞きしたい。

諸星氏 正確な資料を持ち合わせていないが、最高はお隣の東京都で932円、低いところは九州・沖縄・四国あたりで200円近く差があったかと記憶している。

柳川 832円、それで神奈川県は100何円の違いである。今、200円くらいということなので、100円が少し欠けるくらいであるが、これは支部の対応でやっていると聞いていると思うが、今後これをなるべく他の支部も上げるようにされていくと思うが、そのあたりの話をお聞かせいただきたい。それから、趣旨の(2)中小企業の支援を強化するとあるが、去年の中小企業における賃金の引上げは大手企業より引上げ率が高くなっていると聞いたがどういった原因が考えられるのか。

諸星氏 最低賃金は、本来は法律で国が定めることになっているが現実問題としては、都道府県で決めているのが実情である。もちろん地域間格差を無くすという運動は続けていく。

賃金の引上げ率で中小企業の方が伸びている理由について、はっきりとした理由は連合の中でも詰め切れていないが、今年の4月11日の段階では300人未満が明らかに賃上げと分かる組合1,576名だが、1,373円の賃上げに対して、いわゆる大企業といわれるところは、1,327円で中小の組合が46円上回っている。連合の中で、これはまだ推測の段階だが、大手が中小に対して、仕事を回す時にきちんとした物価スライドなり無理な値下げを強要していないというところに要因があるのではないか。また、今まで子会社は親会社にどうしても遠慮していたというところがあったが、そ

これを遠慮せずに、きちんと必要なものは必要だと言っていこうという声は連合の中でも一つの方針として出している。ただ、中々この差は縮まらないというのは事実で、現在の賃金格差で1,000人規模を120とした場合、いわゆる一桁、5人から9人以下のところでは56万でほぼ半分に近いという厳然たる格差がまだある。まず、この格差を是正しようというのも連合の運動の1つの大きな柱である。

杉崎

毎年、この陳情は出ているが、目標額が出ていない。説明では1,000円目指すと毎年言われているが、私は金額を載せた方がよいと思うがいかがか。それと、細かい話だが、(3)更なる取引条件の改善で、これは今陳情の方が説明された手形をやめて現金払いにという趣旨だと思うが、よく大手がやる手は、月末締め翌々月末払い、もっと言えば翌々々月末払いがあり、3ヶ月手形と同じになってしまう。こういう実態もある中で、こういうことも止めて支払日まで求めるのか。

諸星氏

私も、この働き方改革の会議に出ていたわけでないのに、なんとも申し上げられないが、ただこの出された実行計画の文書を読むと資金繰りに関しては現金払いを原則とすると記載されており、基本的には翌々月払い、現実的には手形と同じにはならないと考える。

具体的な賃上げ額の提示については、相手があることなので、それが一企業の中で会社と組合でやるのであれば、いくら出してほしいということも比較的容易に言えるのではないかと思うが、これは全体の話のため具体的な数値を挙げた方がよいのかはよく議論して来年に向けて、こういう意見があったということで参考にさせていただきたい。

杉崎

神奈川県最低賃金をいくらにするかのことで今930円のを950円や980円にしてほしいという金額の提示をした方が分かりやすいということである。

現金払いについて、商習慣では月末締め翌々月払いの振込も現金払いとなり、大手がこれに応じるか疑問であるが、これはこれでよいが、先ほどの金額についてもう一度お願いしたい。

諸星氏

県内で議論をさせていただき、具体的な数値というか要求額を入れた方がよいということについては、申し訳ないが参考にさせていただきたい。

議長

年収の非課税枠が103万円であるが、時間給がどんどん上がり個人商店等の中小零細企業は時間調整で困っているところがけっこうあるが、どう考えるか。国に対して、非課税枠が115万とか130万とか上げるように運動しているのか。

諸星氏

連合の大きな目標ということではさまざまな働きかけを行っており、その中で非課税枠の議論も行われている。ただ、現段階でい

くらししてほしいという具体的な数値はまだ示していない。いわゆる最低賃金が上がった場合の中小企業への影響について、先ほどから申し上げているが、影響が出ないような、もしくは賃金が上げられる環境をまず整えておいてほしいと訴えかけているところをご理解いただきたい。具体的には、連合神奈川としては年に一度、中小の経営者協会と意見交換をしながらそこでのディスカッションなり意見交換・反映はしている。

二宮

ワーキングプアは無くしていきたいと思うが、厚生労働省の中小企業庁で支援施策紹介マニュアルを作成しているが、先ほど手形をなるべく現金払いするというのは商工会議所がやられたということだが、今後もこういうマニュアルを連合の中で勉強なさるといったことはないのか。

諸星氏

連合の中での勉強会と言えるかは分からないが、伝達はあるし、連合が中心となってこれを改善していくのかというと、これは連合が言うより商工会議所なり、中小企業の中での経済同友会というものがあるのでそちらの意見反映の方が比較的通りやすいのでは考えている。しかし、引き続き連合としてもこの内容は勉強していくし、一方的な意見ではなかなかどなたでも理解をしていただけないため、理解は重ねていく予定である。

二宮

ぜひ、よろしくお願ひしたい。やはり給料を出す元の基盤がしっかりしていないとなかなか上がってこないと考えるため。

<執行者側への参考質疑>

なし

休憩 9時53分

(傍聴議員の質疑：小笠原、渡辺 各議員)

再開 10時02分

<意見交換>

なし

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは陳情第3号を採決する。陳情第3号を採択とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって陳情第3号は採択と決定した。
次にこの意見書案の作成についていかがするか。

(正副委員長一任との声あり)

正副委員長一任との声があったので、意見書案の作成については、

正副委員長に一任願いたいと思うがご異議ないか。

(異議なしとの声あり)

ご異議なしと認める。よってそのように決した。以上で陳情第3号の審査を終了する。これをもって委員会に付託された案件の審査を終了する。

休憩 10時04分

再開 10時06分

②二宮町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例(町長提出議案第30号)

<補足説明>

政策総務部長

今回の改正については、人事院規則が改正されたことに伴い、育児休業の再取得及び再延長、また、育児短時間勤務を再度取得することができる特別な事情として、保育所に入ることができなかった場合を追加するもの。詳細は総務課長より説明する。

総務課長

議案資料の新旧対照表をご覧いただきたい。育児休業については、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、二宮町職員の育児休業等に関する条例を定めている。第3条に記載のある育児休業法第2条第1項、こちらは子どもが3歳になる日までの間に育児休業を1回のみ取得できるとされているが、法律にただし書きがあって、条例で定める特別な事情がある場合は、1回限りのところを再度取得することができるとしているもの。第4条の育児休業法第3条第2項では、育児休業の期間を1回に限り延長することができることとされているが、条例で定める特別な事情がある場合は、再度延長することができるということ。第10条の育児休業法第10条第1項では、子どもが小学校就学前まで育児短時間勤務をすることができるということ。ただし、当該の子について、すでに育児短時間勤務をして、すでに育児短時間勤務を終了している場合については、1年を経過しないと、再度の育児短時間勤務ができないとされているが、こちらも条例で定める特別な事情があれば、1年を経過しなくても、再度育児短時間勤務を取得できる。今回の改正では、この3点の「特別な事情」に保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが、当面その実施が行われないことを追加するもの。なお、保育所に入れない事情は、従来から条文にもあるが、その他予測することができなかった事実が生じたことにより、養育に著しい支障を生じることになったこととされていて、こちらに対応させることが可能なものであったが、今回の人事院規則の改正に伴い、明文化し、明確にしたもの。

<質疑>

二宮

1年を経過しない場合に育児短時間勤務をすることができる特別な事情というのは、ここには無いが他にあるものなのか。

庶務人事班長

条例第10条となるが、こちらにも規定があって、例えば育児短時間勤務が終わった職員がいるとして、配偶者が病気などで子の面

倒を見ることができなくなった場合などには、1年を経過しなくても、再度取得ができる事情として挙げられる。

二宮 今話題になっているダブルケアもこの中に含まれるのか。子育てとともに高齢者介護をやっているという場合。

庶務人事班長 そちらの関係も当然あるが、今年3月の議会のときも認めていただいた案件で、介護休暇の関係もあったと思うが、そちらでもケアできるので、そういった形で対応は可能。

議長 第4条の「育児休業にかかる子について保育所等における保育の利用を希望し、申込みを行っているが当面その実施が行われないこと」とあるが、二宮町において現実にこのようなことが起こった場合、保育所をお願いしてすぐ保育所で対応ができるのかどうか。

総務課長 詳しいことは子ども育成課の話になってくるが、聞いているところでは、3歳未満のお子さんの入所が多いということで、なかなか各保育園もいっぱいという状況で、特に0歳1歳あたりはひじょうに入りにくい、面積基準とか保育士の基準とか、そういったところもぎりぎりに近い状況だと聞いているので、簡単に入るとするのはちょっと難しいのかなという感じである。

議長 その延長だが、職員で最近そのようなことがあったかどうか。

庶務人事班長 育児休業の再度の延長は今までは無いが、1回の延長は数名ある。

休憩 10時15分
(傍聴議員の質疑：渡辺議員)
再開 10時16分

<討論>

なし

<採決>

委員長 それでは議案第30号を採決する。議案第30号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第30号は可決と決定した。以上で議案第30号の審査を終了する。

③二宮町営駐車場条例の一部を改正する条例（町長提出議案第31号）

<補足説明>

都市部長 道路交通法の改正に伴い、新たに準中型自動車新たな種類として追加となった。大きさや重量のイメージがしにくいのではということで、追加資料を机上配付した。

公園緑地班長

今回の二宮町営駐車場条例の一部改正の趣旨として、警察庁の所管法令である、道路交通法の一部改正によって、自動車の種類として新たに準中型車が設けられたことにより、利用車両の種類及び駐車料金を定めるために条例改正を行うもの。新たに追加になった準中型車がどんなものか、イメージしにくいかと思うので説明する。

1 ページ目の下にある参考と書かれた表をご覧ください。（表の説明）大型自動車、中型自動車、準中型自動車、普通自動車の区分が4区分となった。準中型車がどのような車両かという点、追加資料の2枚目をご覧ください。上の写真が環境衛生センターにあるダンプであるが、このくらいのサイズになる。このダンプの最大積載量が2ト、車両総重量が5.1トである。他の例では、宅急便で使用される、運送業者が使用しているトラックも準中型車になる。同じトラックでも、下の写真のように少しスリムだと普通車に区分される。このクラスであれば、町営第1駐車場の1区画内で収まるので問題無いが、準中型車になるとはみ出した状態になる。1区画の大きさは、全長が5m、幅が2.5mなので、新規に追加された準中型車の標準的な大きさは全長は約6m、幅が約1.9mなので、1区画に収まらないということで、2区画分使用することになる。そのため、中型車及び大型車の料金区分と同額にすることが適当であると考え、このような料金設定となっている。

<質疑>

柳川

俗に言う2ト車、1.5ト車ということで、重量以外にサイズはこの区分に載ってくるのか。エンジンが小さくてもサイズが大きければ区分が違ってくるが、今回の場合はどうか。

公園緑地班長

今回の改正は、サイズは特に関係ない。重量のみである。

休憩 10時24分

(傍聴議員の質疑：なし)

再開 10時24分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第31号を採決する。議案第31号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第31号は可決と決定した。以上で議案第31号の審査を終了する。

④二宮町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例（町長提出議案第32号）

<補足説明>

なし

<質疑>

なし

休憩 10時26分

(傍聴議員の質疑：渡辺議員)

再開 10時30分

<討論>

なし

<採決>

委員長

それでは議案第32号を採決する。議案第32号を原案のとおり可決とすることに賛成の委員の挙手を求める。

(挙手全員)

挙手全員と認める。よって議案第32号は可決と決定した。以上で議案第32号の審査を終了する。

執行者退席

閉会 10時31分